

～死亡届出後の各種手続きのご案内～

本部町役場の各課で手続きをしてください

手続きする課	手続き内容	持ち物	備考		
住民課 戸籍住民班 (0980)47-2102	<input type="checkbox"/> 返却	・印鑑登録証 (紛失している場合は、特に手続きはありません)	死亡日をもって登録は抹消されます。		
住民課 課税班 (0980)47-2417	<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届	・所有権移転の登記が済むまでは相続権者の中から代表者を決めて相続人代表者指定届を提出して下さい			
	<input type="checkbox"/> 送付先設定届	・ (故人にかかると) 納税通知書及び納付書の送付先を届け出てください。			
	<input type="checkbox"/> 車両の名義変更又は抹消	・ 125cc以下の車両は 住民課 課税班で手続きを行ってください。	その他の車両は下記の場所で手続き		
健康づくり推進課 (0980) 47-5602	後期高齢医療 (窓口②)	<input type="checkbox"/> 資格喪失届	・ 後期高齢者医療被保険者証 ・ 認印と身分証(届出者) ・ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ・ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	桃色 藤色 灰色	
		<input type="checkbox"/> 葬祭費申請	・ 火葬許可証・火葬料金の領収書 ・ 通帳(領収書名義の方) ・ 身分証(申請者)	※世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合 別途手続きが必要になる場合がございます。	
		<input type="checkbox"/> 保険料過誤納金還付請求	・ 相続される方の通帳、認印、身分証(届出者)		
	<input type="checkbox"/> 高額療養費等の申請	・ 相続される方の通帳、認印、身分証(届出者)			
	(0980) 47-2701	国民健康保険 (窓口②)	<input type="checkbox"/> 資格喪失届	・ 国民健康保険被保険者証(世帯主が死亡した場合は世帯全員分)	
			<input type="checkbox"/> 葬祭費申請	・ 火葬許可証・火葬料金の領収書、通帳、認印(領収書名義の方)・身分証(申請者)	
<input type="checkbox"/> 医療費支給の申請等			・ 病院の領収書・相続される方の通帳、認印、身分証	未申請分がある場合のみ	
福祉課 (0980) 47-2165	国民年金 (窓口④、⑤)	<input type="checkbox"/> 死亡一時金	・ 亡くなられた方の年金証書 ・ 通帳(申請者のもの)		
		<input type="checkbox"/> 未支給年金の請求申請	・ 亡くなられた方と申請者の関係が分かるもの (戸籍謄本等)		
	介護保険 (窓口④、⑤)	<input type="checkbox"/> 資格喪失届	・ 介護保険被保険者証 ・ 介護保険負担限度額認定証	水色 ピンク色	
		<input type="checkbox"/> 介護保険給付に係る代理人指定届出	・ 通帳(代理人) ・ 認印(代理人)	支給がある場合のみ	
		障害者手帳 (窓口⑥)	<input type="checkbox"/> 返却	・ 障害者手帳 ・ 提出者の認印	
障害福祉サービス 障害児通所サービス (窓口⑥)	<input type="checkbox"/> 返却	・ 受給者証			
重度心身障害者(児)医療費助成 (窓口⑥)	<input type="checkbox"/> 返却	・ 受給者証 ・ 認印 ・ 通帳(代理人)	通帳は支給がある場合のみ		
子育て支援課 2F 0980-47-2180	母子・父子医療費助成	<input type="checkbox"/> 申請 (18歳未満の子どもがいる場合)	・ 養育者の通帳 ・ 認印 ・ 健康保険証 ・ 戸籍謄本(死亡記載のあるもの)	子が18歳になって最初の3月までの支給	
	児童扶養手当	<input type="checkbox"/> 申請 (18歳未満の子どもがいる場合)	・ 遺族年金等の公的年金を受給できないことなど支給要件がありますのでお問い合わせ下さい	必要書類についても個々異なります。	
農林水産課 2F 0980-47-2412		<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出	・ 認印	土地の名義変更後に手続き	
		<input type="checkbox"/> 農地相続の届け			
上下水道課 2F 0980-47-3044	水道給水の停止、名義変更	<input type="checkbox"/> 給水の停止	・ 窓口で手続きする方の身分証明書と認印	亡くなられた方が水道給水の名義人だった場合	
		<input type="checkbox"/> 給水の名義人変更			
建設課 2F 0980-47-2111	町営住宅にお住いの方	<input type="checkbox"/> 名義人変更等	・ 届出後の住民票謄本		
下記に該当する方は手続きをしてください。					
※生活保護を受給されていた方	<input type="checkbox"/> 受給されていた方が亡くなられた事を担当ケースワーカーへご連絡ください。	北部福祉事務所 生活保護班 0980-52-2549			
※資産の所有権移転(相続登記)について	<input type="checkbox"/> 法務局にお問い合わせください	那覇地方法務局 名護支局 0980-52-2729			
※125cc以上の車両の名義変更又は抹消について	<input type="checkbox"/> 軽二輪250cc以下及び軽自動車	軽自動車協会 098-877-8274			
	<input type="checkbox"/> 軽二輪251cc以上及び乗用車	陸運事務所 050-5540-2091			